

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 4 回 定 例 会 議 案

令 和 元 年 1 2 月 2 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 4 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議第 6 5 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 6 6 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第 6 7 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4
議第 6 8 号	美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	1 6
議第 6 9 号	令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号）	2 2
議第 7 0 号	令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	8 9
議第 7 1 号	令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	1 0 7
議第 7 2 号	令和元年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）	1 2 7
議第 7 3 号	令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 4 2
議第 7 4 号	市道路線の廃止について	1 5 7
議第 7 5 号	市道路線の認定について	1 5 9
議第 7 6 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に 関する協議について	1 7 0
議第 7 7 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 7 1
議第 7 8 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1 7 2

議第 6 4 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手</u>	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た</u>

当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	額とする。
--	-------

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 5 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例 (昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

附 則

（施行期日等）

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 6 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0</u>	(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>1 0 0 分の 9 2. 5 (特定管理職員</u>

<u>0分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額</u> (2) (略) 3～5 (略) 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正後）】	<u>にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</u> (2) (略) 3～5 (略) 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正前）】
---	--

【別表第1（改正前）】

給料表

(単位：円)

職員職務の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	(略)
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	(略)
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	(略)
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	(略)
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	(略)
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	(略)
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	(略)
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	(略)	(略)
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	(略)	(略)
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	(略)	(略)
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	(略)	(略)
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	(略)	(略)
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	(略)	(略)
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	(略)	(略)
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	(略)	(略)
	16	162,900	220,000	252,300	(略)	(略)	(略)
	17	164,200	221,700	253,800	(略)	(略)	(略)
	18	165,700	223,400	255,400	(略)	(略)	(略)
	19	167,200	225,000	257,100	(略)	(略)	(略)
	20	168,700	226,600	258,900	(略)	(略)	(略)

2 1	<u>170, 100</u>	<u>228, 000</u>	<u>260, 500</u>
2 2	<u>172, 800</u>	<u>229, 700</u>	<u>262, 300</u>
2 3	<u>175, 400</u>	<u>231, 300</u>	<u>264, 000</u>
2 4	<u>178, 000</u>	<u>232, 900</u>	<u>265, 700</u>
2 5	<u>180, 700</u>	<u>234, 000</u>	<u>267, 600</u>
2 6	<u>182, 400</u>	<u>235, 500</u>	<u>269, 500</u>
2 7	<u>184, 000</u>	<u>236, 900</u>	<u>271, 300</u>
2 8	<u>185, 700</u>	<u>238, 200</u>	<u>273, 100</u>
2 9	<u>187, 200</u>	<u>239, 500</u>	<u>274, 800</u>
3 0	<u>188, 900</u>	<u>240, 700</u>	<u>276, 700</u>
3 1	<u>190, 700</u>	<u>241, 700</u>	<u>278, 600</u>
3 2	<u>192, 400</u>	<u>242, 900</u>	(略)
3 3	<u>194, 000</u>	<u>244, 200</u>	
3 4	<u>195, 400</u>	<u>245, 300</u>	
3 5	<u>196, 900</u>	<u>246, 500</u>	
3 6	<u>198, 400</u>	<u>247, 800</u>	
3 7	<u>199, 700</u>	<u>248, 700</u>	
3 8	<u>201, 000</u>	<u>250, 100</u>	
3 9	<u>202, 200</u>	<u>251, 500</u>	
4 0	<u>203, 500</u>	<u>252, 900</u>	
4 1	<u>204, 800</u>	<u>254, 300</u>	
4 2	<u>206, 100</u>	<u>255, 700</u>	
4 3	<u>207, 400</u>	<u>257, 100</u>	
4 4	<u>208, 700</u>	<u>258, 400</u>	
4 5	<u>209, 800</u>	<u>259, 600</u>	
4 6	<u>211, 100</u>	<u>260, 900</u>	
4 7	<u>212, 400</u>	<u>262, 300</u>	
4 8	<u>213, 700</u>	(略)	
4 9	<u>214, 800</u>		
5 0	<u>215, 900</u>		
5 1	<u>216, 900</u>		
5 2	<u>218, 000</u>		
5 3	<u>219, 100</u>		
5 4	<u>220, 100</u>		
5 5	<u>221, 000</u>		
5 6	<u>222, 000</u>		

5 7	<u>222, 400</u>					
5 8	<u>223, 300</u>					
5 9	<u>224, 100</u>					
6 0	<u>224, 900</u>					
6 1	<u>225, 600</u>					
6 2	<u>226, 600</u>					
6 3	<u>227, 400</u>					
6 4	<u>228, 300</u>					
6 5	<u>229, 000</u>					
6 6	<u>229, 800</u>					
6 7	<u>230, 700</u>					
6 8	<u>231, 700</u>					
6 9	<u>232, 400</u>					
7 0	<u>233, 100</u>					
7 1	<u>233, 700</u>					
7 2	<u>234, 500</u>					
7 3	<u>235, 300</u>					
7 4	<u>236, 000</u>					
7 5	<u>236, 700</u>					
7 6	<u>237, 300</u>					
7 7	<u>238, 000</u>					
7 8	<u>238, 800</u>					
7 9	<u>239, 600</u>					
(略)						

【別表第1（改正後）】

給料表

(単位：円)

職員職務の区分	級の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給号	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用職員以外の職員	1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	(略)
	2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	(略)
	3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	(略)
	4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	(略)
	5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	(略)
	6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	(略)
	7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	(略)
	8		153,900	207,800	242,400	277,200	(略)	(略)
	9		154,900	209,400	243,500	279,200	(略)	(略)
	10		156,300	211,200	245,000	281,200	(略)	(略)
	11		157,600	213,000	246,600	283,100	(略)	(略)
	12		158,900	214,800	247,900	285,000	(略)	(略)
	13		160,100	216,200	249,400	287,000	(略)	(略)
	14		161,600	218,000	250,800	288,900	(略)	(略)
	15		163,100	219,700	252,100	290,800	(略)	(略)
	16		164,700	221,500	253,500	(略)	(略)	(略)
	17		165,900	223,200	255,000	(略)	(略)	(略)
	18		167,400	224,900	256,500	(略)	(略)	(略)
	19		168,900	226,500	258,200	(略)	(略)	(略)
	20		170,400	228,100	260,000	(略)	(略)	(略)
	21		171,700	229,500	261,600	(略)	(略)	(略)
	22		174,400	231,200	263,300	(略)	(略)	(略)
	23		177,000	232,800	264,900	(略)	(略)	(略)
	24		179,600	234,400	266,500	(略)	(略)	(略)
	25		182,200	235,400	268,400	(略)	(略)	(略)
	26		183,900	236,900	270,200	(略)	(略)	(略)
	27		185,500	238,300	271,900	(略)	(略)	(略)
	28		187,200	239,500	273,600	(略)	(略)	(略)
	29		188,700	240,700	275,300	(略)	(略)	(略)
	30		190,400	241,900	277,000	(略)	(略)	(略)

3 1	<u>192, 200</u>	<u>242, 900</u>	<u>278, 800</u>
3 2	<u>193, 900</u>	<u>244, 100</u>	(略)
3 3	<u>195, 500</u>	<u>245, 400</u>	
3 4	<u>196, 900</u>	<u>246, 400</u>	
3 5	<u>198, 400</u>	<u>247, 600</u>	
3 6	<u>199, 900</u>	<u>248, 900</u>	
3 7	<u>201, 200</u>	<u>249, 800</u>	
3 8	<u>202, 500</u>	<u>251, 100</u>	
3 9	<u>203, 700</u>	<u>252, 300</u>	
4 0	<u>205, 000</u>	<u>253, 600</u>	
4 1	<u>206, 300</u>	<u>255, 000</u>	
4 2	<u>207, 600</u>	<u>256, 400</u>	
4 3	<u>208, 900</u>	<u>257, 600</u>	
4 4	<u>210, 200</u>	<u>258, 800</u>	
4 5	<u>211, 300</u>	<u>260, 000</u>	
4 6	<u>212, 600</u>	<u>261, 200</u>	
4 7	<u>213, 900</u>	<u>262, 500</u>	
4 8	<u>215, 200</u>	(略)	
4 9	<u>216, 300</u>		
5 0	<u>217, 400</u>		
5 1	<u>218, 400</u>		
5 2	<u>219, 500</u>		
5 3	<u>220, 600</u>		
5 4	<u>221, 600</u>		
5 5	<u>222, 500</u>		
5 6	<u>223, 500</u>		
5 7	<u>223, 800</u>		
5 8	<u>224, 600</u>		
5 9	<u>225, 400</u>		
6 0	<u>226, 100</u>		
6 1	<u>226, 800</u>		
6 2	<u>227, 800</u>		
6 3	<u>228, 600</u>		
6 4	<u>229, 400</u>		
6 5	<u>230, 100</u>		
6 6	<u>230, 800</u>		

6 7	<u>231, 700</u>					
6 8	<u>232, 700</u>					
6 9	<u>233, 400</u>					
7 0	<u>234, 000</u>					
7 1	<u>234, 500</u>					
7 2	<u>235, 200</u>					
7 3	<u>236, 000</u>					
7 4	<u>236, 600</u>					
7 5	<u>237, 200</u>					
7 6	<u>237, 700</u>					
7 7	<u>238, 400</u>					
7 8	<u>239, 100</u>					
7 9	<u>239, 800</u>					
(略)						

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) 第11条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>16, 000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他市の規則で定める職員を除く。） (2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舍その他市の規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>16, 000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（当該	(住居手当) 第11条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12, 000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他市の規則で定める職員を除く。） (2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舍その他市の規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12, 000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該

各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) (略)

3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対

各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) (略)

3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対

する地域手当の月額合計額を加算した額に、<u>100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額	する地域手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額
(2) (略)	(2) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(住居手当に関する経過措置)
- 4 第2条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者のうち、次の号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 6 7 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」とあるのは「<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 2. 5</u>」とする。 別表（第 7 条関係） 特定任期付職員給料表	（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 7. 5</u>」とする。 別表（第 7 条関係） 特定任期付職員給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
1	375,000	1	374,000
(略)		(略)	

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 68 号

美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(普通徴収に係る保険料の納期)	(普通徴収に係る保険料の納期)
第 28 条 普通徴収に係る保険料の納期 <u>(以下「納期」という。)</u> は、次のとおりとする。	第 28 条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。
<u>第 1 期</u> 7 月 1 日から同月 31 日まで	<u>第 1 期</u> 4 月 1 日から同月 30 日まで
<u>第 2 期</u> 8 月 1 日から同月 31 日まで	<u>第 2 期</u> 5 月 1 日から同月 31 日まで
<u>第 3 期</u> 9 月 1 日から同月 30 日まで	<u>第 3 期</u> 6 月 1 日から同月 30 日まで
<u>第 4 期</u> 10 月 1 日から同月 31 日まで	<u>第 4 期</u> 7 月 1 日から同月 31 日まで
<u>第 5 期</u> 11 月 1 日から同月 30 日まで	<u>第 5 期</u> 8 月 1 日から同月 31 日まで
<u>第 6 期</u> 12 月 1 日から同月 25 日まで	<u>第 6 期</u> 9 月 1 日から同月 30 日まで
<u>第 7 期</u> 1 月 1 日から同月 31 日まで	<u>第 7 期</u> 10 月 1 日から同月 31 日まで
<u>第 8 期</u> 2 月 1 日から同月末日まで	<u>第 8 期</u> 11 月 1 日から同月 30 日まで
	<u>第 9 期</u> 12 月 1 日から同月 25 日まで
	<u>第 10 期</u> 1 月 1 日から同月 31 日まで
	<u>第 11 期</u> 2 月 1 日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

2 (略)

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

第30条及び第31条 削除

第12期 3月1日から同月31日まで

2 (略)

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

(徴収の特例)

第30条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得の合計額が確定しないため、当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、保険料の納付義務者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険料として徴収する。

2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第31条 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料額が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を徴収されることとなる者は、納額告知書を受けた日から30日以内に市長に同項の規定

	<u>によって徴収された保険料額の修正を申し出ることができる。</u> <u>2 前項の規定による修正の申出があった場合において当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する保険料額を修正しなければならない。</u>
--	--

(美濃加茂市介護保険条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市介護保険条例（平成12年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(普通徴収に係る納期) 第3条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 <u>第1期</u> 7月1日から同月31日まで <u>第2期</u> 8月1日から同月31日まで <u>第3期</u> 9月1日から同月30日まで <u>第4期</u> 10月1日から同月31日まで <u>第5期</u> 11月1日から同月30日まで <u>第6期</u> 12月1日から同月25日まで <u>第7期</u> 1月1日から同月31日まで <u>第8期</u> 2月1日から同月末日まで <u>第9期</u> 3月1日から同月31日まで 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとし、その額に10円未満	(普通徴収に係る納期) 第3条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 <u>第1期</u> 4月1日から同月30日まで <u>第2期</u> 5月1日から同月31日まで <u>第3期</u> 6月1日から同月30日まで <u>第4期</u> 7月1日から同月31日まで <u>第5期</u> 8月1日から同月31日まで <u>第6期</u> 9月1日から同月30日まで <u>第7期</u> 10月1日から同月31日まで <u>第8期</u> 11月1日から同月30日まで <u>第9期</u> 12月1日から同月25日まで <u>第10期</u> 1月1日から同月31日まで <u>第11期</u> 2月1日から同月末日まで <u>第12期</u> 3月1日から同月31日まで 2 (略) 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期又は第5条第1項の規定によって保険料を賦課した場合に

の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第5条及び第6条 削除

においては、保険料の額が確定する日までの間において到来する納期後最初の納期に係る分割金額に合算するものとし、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(普通徴収の特例)

第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を普通徴収する期間内において、賦課期日以後に第1号被保険者の資格の取得があった場合における当該第1号被保険者の徴収すべき保険料については、当該第1号被保険者、当該第1号被保険者の配偶者若しくは当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年度の市民税の課税非課税の別又は合計所得金額を当該第1号被保険者の賦課期日に属する年度分の当該保険料の額の算定の基礎に用いて当該保険料を算定し、当該期間内における当該第1号被保険者に係る当該期間内の保険料の額の算定は、月割りをもって行う。

3 前2項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日

	<u>以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第 1 号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</u> <u>(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)</u> <u>第 6 条 前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の規定による納入の通知の交付を受けた日から 30 日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</u> <u>2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第 1 項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 6 9 号

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 2, 2 5 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 0 4 2, 7 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,438,509	58,366	2,496,875
	1 国庫負担金	2,098,773	57,600	2,156,373
	2 国庫補助金	327,658	766	328,424
16 県支出金		1,496,808	△5,917	1,490,891
	2 県補助金	486,892	1,541	488,433
	3 委 託 金	148,451	△7,458	140,993
20 繰越金		1,094,964	107,886	1,202,850
	1 繰越金	1,094,964	107,886	1,202,850
21 諸収入		881,499	4,111	885,610
	4 雑 入	657,397	4,111	661,508
22 市 債		1,292,100	△246,700	1,045,400
	1 市 債	1,292,100	△246,700	1,045,400
歳 入 合 計		21,124,959	△82,254	21,042,705

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		169,373	510	169,883
	1 議 会 費	169,373	510	169,883
2 総 務 費		3,041,933	74,548	3,116,481
	1 総務管理費	2,521,439	58,020	2,579,459
	2 徴 税 費	357,432	△14,916	342,516
	3 戸籍住民基本台帳費	98,919	38,900	137,819
	4 選 挙 費	39,017	△7,327	31,690
	6 監査委員費	18,000	△129	17,871
3 民 生 費		7,881,734	77,819	7,959,553
	1 社会福祉費	4,013,507	8,776	4,022,283
	2 児童福祉費	3,537,446	8,734	3,546,180
	3 生活保護費	330,681	60,309	390,990
4 衛 生 費		1,342,787	17,469	1,360,256
	1 保健衛生費	558,098	17,469	575,567
5 農林業費		686,514	△5,900	680,614
	1 農 業 費	466,125	△9,958	456,167
	2 林 業 費	220,389	4,058	224,447
6 商 工 費		789,095	△1,493	787,602
	1 商 工 費	789,095	△1,493	787,602
7 土 木 費		2,026,458	7,410	2,033,868
	1 土木管理費	12,294	20	12,314
	2 道路橋りょう費	511,458	14,536	525,994
	3 河 川 費	71,085	533	71,618
	4 都市計画費	1,401,062	△7,679	1,393,383
8 消 防 費		815,009	605	815,614
	1 消 防 費	815,009	605	815,614
9 教 育 費		2,672,510	△253,222	2,419,288
	1 教育総務費	465,692	△5,633	460,059
	2 小学校費	278,871	17,580	296,451
	5 社会教育費	816,981	△267,523	549,458

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 保健体育費	792,360	2,354	794,714
歳 出	合 計	21,124,959	△82,254	21,042,705

第 2 表

継 続 費 補 正

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
9 教育費	5 社会教育費	文化会館 施設管理 事業	千円		千円	千円		千円
			673,010	令和元年度	269,204	947,135	令和元年度	11,572
				令和2年度	403,806		令和2年度	847,628
							令和3年度	87,935

第 3 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付サービス事業	千円 34,829
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	20,000

第 4 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
古井保育園整備事業	自 令和 2 年度 至 令和 11 年度	1,173,629
英語教育推進事業	令和 2 年度	21,515

第 5 表

地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
文化会館施設管理事業	千円 252,000	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合にはそ の借入先と協 定するものによ る。ただし、市 財政の都合に より繰上償還又 は低利に借換 えすることがで きる。	千円 5,300	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	2,438,509	58,366	2,496,875
	1		国庫負担金	2,098,773	57,600	2,156,373
		1	民生費国庫負担金	2,056,824	57,600	2,114,424
	2		国庫補助金	327,658	766	328,424
		2	民生費国庫補助金	138,813	766	139,579

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 負担金	9,900	1 児童扶養手当給付費負担金
3 生活保護費 負担金	47,700	1 生活保護費等負担金
3 生活保護費 補助金	766	1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	1,496,808	△5,917	1,490,891
	2		県補助金	486,892	1,541	488,433
		4	農林業費県補助金	103,442	1,541	104,983
	3		委 託 金	148,451	△7,458	140,993
		1	総務費委託金	127,619	△7,458	120,161

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費補助金	1,541	1 機構集積協力金交付事業補助金 2 畜舎防疫施設整備事業補助金 3 中山間地域等担い手育成支援事業補助金	811 417 313
3 選挙費委託金	△7,458	1 県議会議員選挙委託費	

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	1,094,964	107,886	1,202,850
	1		繰越金	1,094,964	107,886	1,202,850
		1	繰越金	1,094,964	107,886	1,202,850

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	107,886	1 前年度繰越金

(款)	21	諸 收 入
(項)	4	雜 入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			諸 収 入	881,499	4,111	885,610
	4		雑 入	657,397	4,111	661,508
		6	雑 入	311,257	4,111	315,368

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	1, 292, 100	△246, 700	1, 045, 400
	1		市 債	1, 292, 100	△246, 700	1, 045, 400
		5	教 育 債	437, 600	△246, 700	190, 900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 社会教育債	△246,700	1 文化会館施設管理事業

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	169,373	510	169,883		510
	1		議 会 費	169,373	510	169,883		510
		1	議 会 費	169,373	510	169,883		510

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
1 報 酬	354	議員報酬	議員費 人件費 354 156
2 給 料	37	一般職給	
3 職員手当等	107	通勤手当	
		期末手当	
		勤勉手当	
		一般職退職手当負担金	
4 共 済 費	12	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,041,933	74,548	3,116,481	△7,458	82,006
	1		総務管理費	2,521,439	58,020	2,579,459		58,020
		1	一般管理費	783,905	57,420	841,325		57,420
	8	生活安全推進費	78,794	600	79,394		600	
2		徴 税 費	357,432	△14,916	342,516		△14,916	
	1	税務総務費	178,336	△14,916	163,420		△14,916	
3		戸籍住民基本台帳費	98,919	38,900	137,819		38,900	
	1	戸籍住民基本台帳費	98,919	38,900	137,819		38,900	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	21,128	一般職給	人件費 51,946 嘱託職員給 5,474
3 職員手当等	24,061	扶養手当 1,330 地域手当 532 住居手当 728 通勤手当 129 管理職手当 △385 期末手当 8,582 勤勉手当 7,260 児童手当 1,260 単身赴任手当 △1,020 特別職期末手当 95 一般職退職手当負担金 5,550	
4 共 済 費	12,231	職員共済組合負担金 6,757 嘱託職員健康保険等負担金 5,474	
19 負担金、補助及び交付金	600	急発進防止装置設置費補助金	交通安全対策事業 600
2 給 料	△7,826	一般職給	人件費 △14,916
3 職員手当等	△5,121	地域手当 △235 期末手当 △2,313 勤勉手当 △1,457 一般職退職手当負担金 △1,116	
4 共 済 費	△1,969	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,236	一般職給	コンビニ交付サービス事業 34,829 人件費 4,071
3 職員手当等	1,302	扶養手当 39 地域手当 66 通勤手当 50 期末手当 373 勤勉手当 411 一般職退職手当負担金 363	
4 共 済 費	533	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4		選 挙 費	39,017	△7,327	31,690	△7,458	131
		1	選挙管理委員会費	6,326	131	6,457		131
		4	岐阜県議会議員選挙費	10,850	△7,458	3,392	県支出金 △7,458	
	6		監査委員費	18,000	△129	17,871		△129
		1	監査委員費	18,000	△129	17,871		△129

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
9 旅 費	105	普通旅費	
12 役 務 費	8	事業者システム確認手数料	
13 委 託 料	26,466	コンビニ交付システム構築	
18 備品購入費	8,250	自治体設置型キオスク端末等	
2 給 料	11	一般職給	人件費 131
3 職員手当等	27	期末手当 3 勤勉手当 22 一般職退職手当負担金 2	
4 共 済 費	93	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	△6,858	時間外勤務手当	人件費 嘱託職員給 △6,858 △600
7 賃 金	△600	臨時職員賃金	
3 職員手当等	△129	扶養手当 △156 勤勉手当 27	人件費 △129

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,881,734	77,819	7,959,553	58,366	19,453
	1		社会福祉費	4,013,507	8,776	4,022,283		8,776
		1	社会福祉総務費	774,447	1,923	776,370		1,923
		3	老人福祉費	725,828	△9,753	716,075		△9,753
		5	自立支援費	1,184,952	15,603	1,200,555		15,603
		7	国民年金費	14,684	58	14,742		58
		8	後期高齢者医療費	593,188	945	594,133		945
	2		児童福祉費	3,537,446	8,734	3,546,180	9,900	△1,166
		1	児童福祉総務費	107,046	12,853	119,899		12,853

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	4,681	一般職給	国民健康保険会計繰出金（保険給付費） △9,726 人件費 11,649
3 職員手当等	5,622	扶養手当 1,116 地域手当 146 通勤手当 98 時間外勤務手当 2,002 期末手当 874 勤勉手当 384 児童手当 300 一般職退職手当負担金 702	
4 共 済 費	1,346	職員共済組合負担金	
28 繰 出 金	△9,726	国民健康保険会計繰出金	
28 繰 出 金	△9,753	介護保険会計繰出金（人件事務費）	介護保険会計繰出金（人件事務費） △9,753
7 賃 金	362	臨時職員賃金	自立支援費事務費 15,241 嘱託職員給 362
23 償還金、利子及び割引料	15,241	国庫負担金等返還金	
2 給 料	5	一般職給	人件費 58
3 職員手当等	46	勤勉手当	
4 共 済 費	7	職員共済組合負担金	
23 償還金、利子及び割引料	357	国庫補助金返還金	後期高齢者医療会計繰出金 588 後期高齢者医療事務 357
28 繰 出 金	588	後期高齢者医療保健事業費繰出金	
2 給 料	4,596	一般職給	人件費 12,853
3 職員手当等	6,377	扶養手当 96 地域手当 140	

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	児童手当費	1,363,143	29,848	1,392,991	国庫支出金 9,900	19,948
		4	保育園施設費	777,758	△29,943	747,815		△29,943
		5	カナリヤの家費	66,809	△4,024	62,785		△4,024
	3		生活保護費	330,681	60,309	390,990	48,466	11,843
		1	生活保護総務費	39,733	△3,291	36,442	国庫支出金 766	△4,057

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		通勤手当 80 時間外勤務手当 3,034 期末手当 1,313 勤勉手当 1,025 一般職退職手当負担金 689	
4 共 済 費	1,880	職員共済組合負担金	
2 給 料	△45	一般職給	児童手当等支給事業 29,700 人件費 148
3 職員手当等	193	地域手当 △2 通勤手当 61 時間外勤務手当 132 期末手当 △10 勤勉手当 12	
20 扶 助 費	29,700	児童扶養手当	
2 給 料	△10,000	一般職給	人件費 △14,943 嘱託職員給 △15,000
3 職員手当等	△1,943	地域手当 △300 住居手当 282 時間外勤務手当 3,175 期末手当 △2,000 勤勉手当 △1,600 一般職退職手当負担金 △1,500	
4 共 済 費	△3,000	職員共済組合負担金	
7 賃 金	△15,000	嘱託職員賃金	
2 給 料	△1,557	一般職給	人件費 △2,024 嘱託職員給 △2,000
3 職員手当等	△17	地域手当 △48 住居手当 258 通勤手当 31 期末手当 △155 勤勉手当 25 一般職退職手当負担金 △128	
4 共 済 費	△450	職員共済組合負担金	
7 賃 金	△2,000	嘱託職員賃金	
2 給 料	△2,291	一般職給	生活保護事務費 1,073 人件費 △4,364
3 職員手当等	△1,356	扶養手当 △78 地域手当 △71	

(款)	3	民生費
(項)	3	生活保護費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	扶 助 費	246,042	63,600	309,642	国庫支出金 47,700	15,900

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,342,787	17,469	1,360,256	600	16,869
	1		保健衛生費	558,098	17,469	575,567	600	16,869
		1	保健衛生総務費	225,976	5,896	231,872		5,896
		3	健康増進費	77,934	0	77,934	諸収入 600	△600
		5	保健センター費	1,665	11,573	13,238		11,573

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	2,488	一般職給	人件費 5,896
3 職員手当等	3,044	扶養手当 60 地域手当 76 時間外勤務手当 1,364 期末手当 446 勤勉手当 605 児童手当 120 一般職退職手当負担金 373	
4 共 済 費	364	職員共済組合負担金	
17 公有財産購入費	11,573	新保健センター駐車場用地	保健センター総務費 11,573

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	686,514	△5,900	680,614	1,541	△7,441
	1		農 業 費	466,125	△9,958	456,167	1,541	△11,499
		1	農業委員会費	35,531	240	35,771		240
		2	農業総務費	36,525	△12,330	24,195		△12,330
		3	農業振興費	68,912	1,567	70,479	県支出金 1,124	443
		4	畜産業費	23,807	565	24,372	県支出金 417	148
	2		林 業 費	220,389	4,058	224,447		4,058
		1	林業振興費	220,389	4,058	224,447		4,058

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	17	一般職給	人件費 240
3 職員手当等	219	住居手当 182 期末手当 4 勤勉手当 30 一般職退職手当負担金 3	
4 共 済 費	4	職員共済組合負担金	
2 給 料	△5,384	一般職給	人件費 △12,330
3 職員手当等	△4,297	扶養手当 △558 地域手当 △178 期末手当 △1,694 勤勉手当 △1,060 一般職退職手当負担金 △807	
4 共 済 費	△2,649	職員共済組合負担金	
19 負担金、補助及び交付金	1,567	中山間地域等担い手育成支援事業補助金 756 地域集積協力金事業等補助金 811	機構集積協力金事業 811 農業集落組織育成事業 756
2 給 料	18	一般職給	家畜振興事業 417 人件費 148
3 職員手当等	37	住居手当 9 期末手当 4 勤勉手当 21 一般職退職手当負担金 3	
4 共 済 費	93	職員共済組合負担金	
19 負担金、補助及び交付金	417	畜舎防疫設備整備事業補助金	
2 給 料	2,210	一般職給	人件費 4,058
3 職員手当等	1,298	扶養手当 120 地域手当 70 通勤手当 24 期末手当 344	

(款) 5 農林業費
(項) 2 林業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		勤勉手当 259 児童手当 150 一般職退職手当負担金 331	
4 共 済 費	550	職員共済組合負担金	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	789,095	△1,493	787,602		△1,493
	1		商 工 費	789,095	△1,493	787,602		△1,493
		1	商工総務費	104,582	△1,493	103,089		△1,493

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△973	一般職給	人件費 △1,493
3 職員手当等	△520	扶養手当 △120 地域手当 △30 通勤手当 61 期末手当 △78 勤勉手当 93 児童手当 △300 一般職退職手当負担金 △146	

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,026,458	7,410	2,033,868		7,410
	1		土木管理費	12,294	20	12,314		20
		1	土木総務費	12,294	20	12,314		20
	2		道路橋りょう費	511,458	14,536	525,994		14,536
		1	道路維持費	239,189	11,273	250,462		11,273
		2	道路新設改良費	179,569	3,263	182,832		3,263
	3		河 川 費	71,085	533	71,618		533
		1	河川総務費	71,085	533	71,618		533
	4		都市計画費	1,401,062	△7,679	1,393,383		△7,679
		1	都市計画総務費	261,781	△7,679	254,102		△7,679

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	18	勤勉手当	人件費 20
4 共 済 費	2	職員共済組合負担金	
2 給 料	4,683	一般職給	人件費 11,273
3 職員手当等	4,119	扶養手当 378 地域手当 151 期末手当 1,404 勤勉手当 1,034 児童手当 450 一般職退職手当負担金 702	
4 共 済 費	2,471	職員共済組合負担金	
2 給 料	1,360	一般職給	人件費 3,263
3 職員手当等	1,404	扶養手当 96 地域手当 43 通勤手当 26 期末手当 377 勤勉手当 298 児童手当 360 一般職退職手当負担金 204	
4 共 済 費	499	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	514	期末手当 267 勤勉手当 247	人件費 533
4 共 済 費	19	職員共済組合負担金	
2 給 料	△4,333	一般職給	人件費 嘱託職員給 △10,017 2,338
3 職員手当等	△3,632	扶養手当 △736 地域手当 △141 管理職手当 385	

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		期末手当 △1,584 勤勉手当 △906 一般職退職手当負担金 △650	
4 共 済 費	△2,052	職員共済組合負担金	
7 賃 金	2,338	嘱託職員賃金	

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	815,009	605	815,614	3,511	△2,906
	1		消 防 費	815,009	605	815,614	3,511	△2,906
		1	消 防 費	663,453	605	664,058	諸収入 3,511	△2,906

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△2,117	一般職給	消防団活動事業 人件費 3,683 △3,078
3 職員手当等	△244	扶養手当 △21 地域手当 △66 住居手当 324 期末手当 △903 勤勉手当 559 児童手当 180 一般職退職手当負担金 △317	
4 共 済 費	△717	職員共済組合負担金	
8 報 償 費	3,683	退職消防団員報償	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,672,510	△253,222	2,419,288	△246,700	△6,522
	1		教育総務費	465,692	△5,633	460,059		△5,633
		2	事務局費	412,064	2,315	414,379		2,315
	3		教育センタ ー費	50,694	△7,948	42,746		△7,948
	2		小学校費	278,871	17,580	296,451		17,580
		1	小学校管理 費	215,831	17,580	233,411		17,580
	5		社会教育費	816,981	△267,523	549,458	△246,700	△20,823
		1	社会教育総 務費	36,475	17	36,492		17
		2	交流センタ ー費	84,579	1,140	85,719		1,140
		4	図書館費	125,600	△889	124,711		△889

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	2,055	扶養手当 42 時間外勤務手当 1,590 児童手当 120 特別職期末手当 39 特別職退職手当負担金 196 一般職退職手当負担金 68	人件費 2,055 嘱託職員給 260
7 賃金	260	嘱託職員賃金	
2 給料	△4,559	一般職給	人件費 △7,998
3 職員手当等	△2,179	地域手当 △137 住居手当 △258 時間外勤務手当 650 期末手当 △1,115 勤勉手当 △723 一般職退職手当負担金 △596	嘱託職員給 50
4 共済費	△1,260	職員共済組合負担金	
7 賃金	50	嘱託職員賃金	
15 工事請負費	17,580	学校施設営繕	小学校施設営繕工事 17,580
3 職員手当等	14	勤勉手当	人件費 17
4 共済費	3	職員共済組合負担金	
2 給料	464	一般職給	人件費 1,140
3 職員手当等	381	地域手当 14 通勤手当 35 期末手当 115 勤勉手当 147 一般職退職手当負担金 70	
4 共済費	295	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		6	文化会館費	318,864	△257,303	61,561	市債 △246,700	△10,603
		7	文化の森費	171,066	△10,488	160,578		△10,488
	6		保健体育費	792,360	2,354	794,714		2,354
		1	保健体育総務費	54,497	2,199	56,696		2,199

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△436	一般職給	人件費 △889
3 職員手当等	△343	地域手当 △14 住居手当 △312 期末手当 △27 勤勉手当 75 一般職退職手当負担金 △65	
4 共 済 費	△110	職員共済組合負担金	
2 給 料	337	一般職給	文化会館施設管理事業 人件費 △257,632 329
3 職員手当等	△55	地域手当 9 期末手当 128 勤勉手当 118 児童手当 △360 一般職退職手当負担金 50	
4 共 済 費	47	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	△5,632	耐震補強及び天井等改修工事監理	
15 工事請負費	△252,000	耐震補強及び天井等改修	
2 給 料	△5,810	一般職給	人件費 △10,488
3 職員手当等	△2,959	地域手当 △174 通勤手当 50 時間外勤務手当 1,000 期末手当 △1,794 勤勉手当 △1,170 一般職退職手当負担金 △871	
4 共 済 費	△1,719	職員共済組合負担金	
2 給 料	503	一般職給	人件費 2,199
3 職員手当等	1,311	扶養手当 78 地域手当 17 住居手当 24 通勤手当 99 時間外勤務手当 600 期末手当 152 勤勉手当 146 児童手当 120 一般職退職手当負担金 75	
4 共 済 費	385	職員共済組合負担金	

(款)	9	教育費
(項)	6	保健体育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	保健体育施設費	177,963	155	178,118		155

(一般会計)

(単位：千円)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		26,952	12,129 (4.5)			8,282	47,363	5,150	52,513	
	議 員	16	102,379						102,379	25,855	128,234	
	その他の 特別職	1,295	54,729						54,729		54,729	
	計	1,314	157,108	26,952	12,129			8,282	204,471	31,005	235,476	
補正前	長 等	3		26,952	11,995 (4.45)			8,086	47,033	5,150	52,183	
	議 員	16	102,025						102,025	25,855	127,880	
	その他の 特別職	1,295	54,729						54,729		54,729	
	計	1,314	156,754	26,952	11,995			8,086	203,787	31,005	234,792	
比較	長 等				134			196	330		330	
	議 員		354						354		354	
	その他の 特別職											
	計		354		134			196	684		684	

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	312 (2)		1,092,204	842,162	1,934,366	367,782	2,302,148	
補正前	319		1,092,761	822,241	1,915,002	367,065	2,282,067	
比較	△ 7 (2)		△ 557	19,921	19,364	717	20,081	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,730	34,779	12,691	16,738	30	94,385	37,326	250,830	193,145	1,074	168,434	
	補正前	31,044	34,911	11,454	15,813	30	87,696	37,326	248,638	187,451	1,074	165,784	1,020
	比較	1,686	△ 132	1,237	925		6,689		2,192	5,694		2,650	△ 1,020

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	△ 557	給与改定に伴う増減分	1,969 給与改定率(0.18%)	
		その他の増減分	△ 2,526 新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	19,921	給与改定に伴う増減分	6,027 地域手当 59 期末手当 573 勤勉手当 5,100 退職手当負担金 295	勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	13,894 扶養手当 1,686 地域手当 △ 191 住居手当 1,237 通勤手当 925 時間外手当 6,689 期末手当 1,619 勤勉手当 594 退職手当負担金 2,355 単身赴任手当 △ 1,020	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	300,746	—
	平均給与月額(円)	364,575	—
	平均年齢(歳)	41.5	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年10月1日現在	1級	45 (1)	14.52 (50.00)	1級	1	100.00
	2級	86	27.73	2級		
	3級	45	14.52	3級		
	4級	50	16.13	4級		
	5級	43 (1)	13.87 (50.00)	5級		
	6級	35	11.29			
	7級	6	1.94			
	計	310 (2)	100.00 (100.00)	計	1	100.00
平成30年10月1日現在	1級	41	13.09	1級	1	100.00
	2級	85	27.17	2級		
	3級	49	15.65	3級		
	4級	53	16.93	4級		
	5級	41	13.10	5級		
	6級	37	11.82			
	7級	7	2.24			
	計	313	100.00	計	1	100.00

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和元年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		308	307	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		275	274	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	20	20	
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	5	5	
		4号給 (人)	46	45	1
		6号給 (人)	204	204	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		89.3	89.3	100.0
補正前	職員数(A) (人)		318	317	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		267	266	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	31	31	
		4号給 (人)	236	235	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		84.0	83.9	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補 正 後	2.225 (1.175)	2.275 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
補 正 前	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.45 (2.35)	有	
国 の 制 度	2.225 (1.175)	2.275 (1.175)	4.5 (2.35)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国 の 制 度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	311
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和元年10月1日現在)	8.0	8.0	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業手当・行旅病人等取扱手当・犬猫等死体処理手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	文化会館施設管理事業		千円	千円	千円	千円	千円
			令和元年度	11,572		5,300		6,272
			2年度	847,628		810,800		36,828
			3年度	87,935		47,800		40,135
			計	947,135		863,900		83,235

前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		11,572	11,572		1.2
				847,628	89.5
				87,935	9.3
		11,572	11,572	935,563	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
古井保育園整備事業	千円 1,173,629		
英語教育推進事業	21,515		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円				
R2-R11	1,173,629	539,096	485,000		149,533
R2	21,515				21,515

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,044,656	5,700,511	635,600	796,228	5,539,883
(1) 総 務	158,046	151,192	40,400	24,102	167,490
(2) 民 生	34,625	13,818		6,967	6,851
(3) 衛 生					
(4) 農 林	290,641	230,494		67,783	162,711
(5) 商 工	14,328	12,241	42,800	2,117	52,924
(6) 土 木	2,704,417	2,435,184	177,500	409,023	2,203,661
(7) 消 防	129,990	137,055	67,800	20,874	183,981
(8) 教 育	2,712,609	2,720,527	307,100	265,362	2,762,265
2 災害復旧債		11,200			11,200
(1) 補助災害		9,300			9,300
(2) 単独災害		1,900			1,900
3 そ の 他	7,869,864	7,884,292	630,000	773,527	7,740,765
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	261,720	203,332		45,933	157,399
(3) 財源対策債等	298,643	216,925		72,769	144,156
(4) 臨時財政対策債	7,309,501	7,464,035	630,000	654,825	7,439,210
合 計	13,914,520	13,596,003	1,265,600	1,569,755	13,291,848

議第 70 号

令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）

令和元年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 7 2 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 5 6, 7 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		446,872	△9,726	437,146
	1 他会計繰入金	416,872	△9,726	407,146
歳入合計		5,166,508	△9,726	5,156,782

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		122,762	△9,726	113,036
	1 総務管理費	101,185	△9,726	91,459
歳 出 合 計		5,166,508	△9,726	5,156,782

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 5 繰 入 金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
5			繰 入 金	446, 872	△9, 726	437, 146
	1		他会計繰入金	416, 872	△9, 726	407, 146
		1	一般会計繰入金	416, 872	△9, 726	407, 146

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員給与費 等繰入金	△9,726	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	122,762	△9,726	113,036	△9,726	
	1		総務管理費	101,185	△9,726	91,459	△9,726	
		1	一般管理費	99,959	△9,726	90,233	繰入金 △9,726	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△6,000	一般職給	人件費 嘱託職員給
3 職員手当等	△3,656	扶養手当 △498 地域手当 △180 住居手当 642 通勤手当 △200 期末手当 △1,300 勤勉手当 △900 児童手当 △420 一般職退職手当負担金 △800	△11,356 1,630
4 共 済 費	△1,700	職員共済組合負担金	
7 賃 金	1,630	嘱託職員賃金	

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	8		24,411	19,670	44,081	7,413	51,494
補正前	9		30,411	22,906	53,317	9,113	62,430
比較	△ 1		△ 6,000	△ 3,236	△ 9,236	△ 1,700	△ 10,936

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	738	770	642	152		3,436		5,927	4,243		3,762
	補正前	1,236	950		352		3,436		7,227	5,143		4,562
	比較	△ 498	△ 180	642	△ 200				△ 1,300	△ 900		△ 800

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	△ 6,000	給与改定に伴う増加分	58 給与改定率(0.24%)	
		その他の増減分	△ 6,058 人事異動・その他に伴う増減分	
職員手当	△ 3,236	給与改定に伴う増加分	151 地域手当 2 期末手当 13 勤勉手当 127 退職手当負担金 9	勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	△ 3,387 扶養手当 △ 498 地域手当 △ 182 住居手当 642 通勤手当 △ 200 期末手当 △ 1,313 勤勉手当 △ 1,027 退職手当負担金 △ 809	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	276,212	—
	平均給与月額(円)	331,036	—
	平均年齢(歳)	37.4	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年10月1日現在	1級	1	12.50
	2級	3	37.50
	3級	2	25.00
	4級	1	12.50
	5級	1	12.50
	6級		
	7級		
	計	8	100.00
平成30年10月1日現在	1級	2	22.22
	2級	3	33.34
	3級	2	22.22
	4級	1	11.11
	5級	1	11.11
	6級		
	7級		
	計	9	100.00

(令和元年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種
				一般行政職
補正後	職員数(A) (人)		8	8
	昇給に係る職員数(B) (人)		8	8
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	6	6
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0
補正前	職員数(A) (人)		9	9
	昇給に係る職員数(B) (人)		9	9
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	9	9
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.225	2.275	4.5	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.275	4.5	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	8
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和元年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 7 1 号

令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）

令和元年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 7 5 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 4 8, 8 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		701,036	△9,753	691,283
	1 一般会計繰入金	653,801	△9,753	644,048
歳入合計		4,058,637	△9,753	4,048,884

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		107,566	2,542	110,108
	1 総務管理費	69,423	2,542	71,965
3 地域支援事業費		261,351	△12,295	249,056
	2 一般介護予防事業費	48,071	△6,845	41,226
	3 包括的支援事業・任意事業費	149,187	△5,450	143,737
歳 出 合 計		4,058,637	△9,753	4,048,884

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰 入 金	701,036	△9,753	691,283
	1		一般会計繰入金	653,801	△9,753	644,048
		4	その他一般会計繰入金	165,833	△9,753	156,080

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費 等繰入金	△9,753	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	107,566	2,542	110,108	2,542	
	1		総務管理費	69,423	2,542	71,965	2,542	
		1	一般管理費	69,423	2,542	71,965	繰入金 2,542	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	903	一般職給	人件費 2,542
3 職員手当等	1,127	扶養手当 96 地域手当 30 時間外勤務手当 400 期末手当 202 勤勉手当 260 一般職退職手当負担金 139	
4 共 済 費	512	職員共済組合負担金	

(款) 3 地域支援事業費
(項) 2 一般介護予防事業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			地域支援事業費	261,351	△12,295	249,056	△12,295	
	2		一般介護予防事業費	48,071	△6,845	41,226	△6,845	
		1	一般介護予防事業費	48,071	△6,845	41,226	繰入金 △6,845	
	3		包括的支援事業・任意事業費	149,187	△5,450	143,737	△5,450	
		1	包括的支援事業費	113,343	△5,450	107,893	繰入金 △5,450	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△4,000	一般職給	人件費 △6,845
3 職員手当等	△1,845	地域手当 △120 住居手当 324 通勤手当 11 期末手当 △860 勤勉手当 △600 一般職退職手当負担金 △600	
4 共 済 費	△1,000	職員共済組合負担金	
2 給 料	△3,000	一般職給 1人分	人件費 △5,450
3 職員手当等	△1,650	地域手当 △90 期末手当 △650 勤勉手当 △460 一般職退職手当負担金 △450	
4 共 済 費	△800	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	13		45,543	31,796	77,339	13,464	90,803	
補正前	15		51,640	34,164	85,804	14,752	100,556	
比較	△ 2		△ 6,097	△ 2,368	△ 8,465	△ 1,288	△ 9,753	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	336	1,400	636	880		2,495	748	10,522	7,944		6,835
	補正前	240	1,580	312	869		2,095	748	11,830	8,744		7,746
	比較	96	△ 180	324	11		400		△ 1,308	△ 800		△ 911

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	△ 6,097	給与改定に伴う増加分	111 給与改定率(0.25%)	
		その他の増減分	△ 6,208 人事異動・その他に伴う増減分	
職員手当	△ 2,368	給与改定に伴う増加分	262 地域手当 3 期末手当 24 勤勉手当 218 退職手当負担金 17	勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	△ 2,630 扶養手当 96 地域手当 △ 183 住居手当 324 通勤手当 11 時間外手当 400 期末手当 △ 1,332 勤勉手当 △ 1,018 退職手当負担金 △ 928	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	282,149	—
	平均給与月額(円)	326,987	—
	平均年齢(歳)	38.6	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年10月1日現在	1級	2	15.38
	2級	5	38.46
	3級	2	15.38
	4級	1	7.70
	5級	2	15.38
	6級	1	7.70
	7級		
	計	13	100.00
平成30年10月1日現在	1級	2	13.33
	2級	8	53.33
	3級	1	6.67
	4級		
	5級	3	20.00
	6級	1	6.67
	7級		
	計	15	100.00

(令和元年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	
補 正 後	職員数(A) (人)		13	13	
	昇給に係る職員数(B) (人)		13	13	
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)	10	10	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0	
補 正 前	職員数(A) (人)		14	14	
	昇給に係る職員数(B) (人)		13	13	
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	13	13	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		92.9	92.9	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
本年度	2.225	2.275	4.5	有	
前年度	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.275	4.5	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	13
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和元年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 7 2 号

令和元年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）

令和元年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 8 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 9 4, 7 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		696	707	1,403
	1 手 数 料	696	707	1,403
3 後期高齢者医療広域連合支出金		13,391	13,535	26,926
	1 委 託 金	13,391	13,535	26,926
4 繰 入 金		132,392	588	132,980
	1 一般会計繰入金	132,392	588	132,980
歳 入 合 計		579,947	14,830	594,777

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 保健事業費		14,620	14,830	29,450
	1 健康保持増進事業費	14,620	14,830	29,450
歳 出 合 計		579,947	14,830	594,777

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料
(項) 1 手 数 料

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
2			使用料及び手数料	696	707	1,403
	1		手 数 料	696	707	1,403
		3	健診手数料	665	707	1,372

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 健診手数料	707	1 健診手数料

(款) 3 後期高齢者医療広域連合支出金
(項) 1 委 託 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
3			後期高齢者医療広域連合支出金	13,391	13,535	26,926
	1		委 託 金	13,391	13,535	26,926
		1	保健事業費委託金	13,391	13,535	26,926

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健事業費 委託金	13,535	1 保健事業費委託金

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4			繰入金	132,392	588	132,980
	1		一般会計繰入金	132,392	588	132,980
		3	保健事業費繰入金	9,813	588	10,401

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 保健事業費 繰入金	588	1 保健事業費繰入金

3 歳 出

(款) 3 保健事業費
(項) 1 健康保持増進事業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			保健事業費	14,620	14,830	29,450	14,830	
	1		健康保持増進事業費	14,620	14,830	29,450	14,830	
		1	健康診査費	14,620	14,830	29,450	使用料手数料 707 広域連合支出 13,535 繰入金 588	

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 役 務 費	459	健康診査決済手数料	後期高齢者健康診査事業 14,830
13 委 託 料	13,771	健康診査	
19 負担金、補助及び交付金	600	健康診査負担金	

議第 7 3 号

令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第 2 条 令和元年度美濃加茂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条中「不足する額 6 7 3, 6 5 1 千円」を「不足する額 6 7 9, 5 2 1 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 4 6 9, 1 0 4 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 4 7 4, 9 7 4 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第 1 款 資本的支出	1, 961, 611 千円	5, 870 千円	1, 967, 481 千円
第 1 項 建設改良費	386, 337 千円	5, 870 千円	392, 207 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	67, 790 千円	5, 870 千円	73, 660 千円

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,961,611	5,870	1,967,481
	1 建設改良費		386,337	5,870	392,207
		2 污水管渠整備単独事業費(流関公共)	67,585	5,870	73,455

令和元年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	19,584
減価償却費	1,117,860
貸倒引当金の増減額(減少は△)	△ 50
賞与引当金の増減額(減少は△)	△ 1,040
退職給付引当金の増減額(減少は△)	3,970
長期前受金戻入益	△ 610,450
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	323,850
資産減耗費	2,000
未収金の増減額(増加は△)	△ 14,400
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 502
未払金の増減額(減少は△)	18,650
その他流動負債の増減額(減少は△)	6,731
小計	866,198
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 323,850
業務活動によるキャッシュ・フロー	542,353
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 343,535
国庫補助金等による収入	77,523
一般会計等からの繰入金による収入	173,978
工事負担金の受入による収入	17,667
受益者負担金の受入による収入	31,923
受益者分担金の受入による収入	970
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,474
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	965,580
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,575,274
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 609,694
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 108,815
V 資金期首残高	699,080
VI 資金期末残高	590,265

予算説明書

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	5		19,540	23,370	42,910	6,130	49,040
	資本勘定 支弁職員	3		11,970	8,630	20,600	4,020	24,620
	合計	8		31,510	32,000	63,510	10,150	73,660
補正前	損益勘定 支弁職員	5		19,540	23,370	42,910	6,130	49,040
	資本勘定 支弁職員	2		8,770	7,010	15,780	2,970	18,750
	合計	7		28,310	30,380	58,690	9,100	67,790
比較	損益勘定 支弁職員							
	資本勘定 支弁職員	1		3,200	1,620	4,820	1,050	5,870
	合計	1		3,200	1,620	4,820	1,050	5,870

手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	退職 給付費 (千円)
	補正後	1,500	1,020		590		7,730		7,560	5,430		4,200	3,970
	補正前	1,500	930		300		7,730		6,860	4,890		4,200	3,970
	比較		90		290				700	540			

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	3,200	給料改定に伴う増加分		
		その他の増減分	3,200 会計間異動・その他に伴う増減分	職員数の異動状況 現に在職する職員数 本年度 8人 8人 前年度 7人 7人 増減 1人 1人
手当	1,620	給料改定に伴う増加分		
		その他の増減分	1,620 地域手当 90 通勤手当 290 期末手当 700 勤勉手当 540	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分		一般職
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	325,038
	平均給与月額(円)	362,832
	平均年齢(歳)	47.5

(2) 初任給

区分	一般職(円)	一般会計の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

(3) 級別職員数

区分	一般職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和元年10月1日現在	1級	1	12.50
	2級	1	12.50
	3級	4	50.00
	4級	1	12.50
	5級	1	12.50
	6級		
	7級		
	計	8	100.00
平成30年10月1日現在	1級	1	14.29
	2級	1	14.29
	3級	3	42.86
	4級	1	14.28
	5級	1	14.28
	6級		
	7級		
	計	7	100.00

(令和元年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

(4) 昇給

区分		合計	代表的な職種
			一般職
補正後	職員数(A) (人)	8	8
	昇給に係る職員数(B) (人)	7	7
	昇給数別内訳	2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	7
		6号給 (人)	
		8号給 (人)	
	比率(B)／(A) (%)	87.5	87.5
補正前	職員数(A) (人)	7	7
	昇給に係る職員数(B) (人)	6	6
	昇給数別内訳	2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	6
		6号給 (人)	
		8号給 (人)	
	比率(B)／(A) (%)	85.7	85.7

(5) 特殊勤務手当

区分	全職種	一般職
給料総額に対する比率(%)		
支給対象職員の比率(%) (令和元年10月1日現在)		
支給対象職員1人当たりの平均 支給月額(円)		
代表的な特殊勤務手当の名称		

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備考
補正後	2.225	2.275	4.5	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
一般会計の制度	2.225	2.275	4.5	有	

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 措置(2～45%加算)	
一般会計の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 措置(2～45%加算)	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
地域手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

令和元年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1)有形固定資産			
イ 土 地		2,387,364	
ロ 建 物	1,675,049		
減価償却累計額	<u>△ 320,253</u>	1,354,796	
ハ 構 築 物	36,796,466		
減価償却累計額	<u>△ 7,306,222</u>	29,490,244	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,876,189		
減価償却累計額	<u>△ 921,895</u>	954,294	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	240		
減価償却累計額	<u>△ 228</u>	12	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	4,109		
減価償却累計額	<u>△ 3,048</u>	1,061	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>48,218</u>	
有形固定資産合計			34,235,989
(2)無形固定資産			
イ 施 設 利 用 権		<u>1,805,437</u>	
無形固定資産合計			1,805,437
(3)投 資			
イ 出 資 金		<u>1,580</u>	
投資合計			<u>1,580</u>
固定資産合計			36,043,006
2 流 動 資 産			
(1)現 金 預 金		590,265	
(2)未 収 金	80,756		
貸倒引当金	<u>△ 3,363</u>	77,393	
(3)貯 蔵 品		2,139	
(4)その他流動資産		<u>14</u>	
流動資産合計			<u>669,811</u>
資 産 合 計			<u><u>36,712,817</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	16,591,498		
企 業 債 合 計		16,591,498	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	54,082		
引 当 金 合 計		54,082	
固 定 負 債 合 計			16,645,580
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	1,547,024		
企 業 債 合 計		1,547,024	
(2) 未 払 金		210,156	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	1,724		
引 当 金 合 計		1,724	
(4) その他流動負債		11,731	
流 動 負 債 合 計			1,770,635
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		20,928,486	
(2) 収 益 化 累 計 額		△ 4,892,800	
繰 延 収 益 合 計			16,035,686
負 債 合 計			34,451,901

資 本 の 部

6 資 本 金			1,152,646
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	727,698		
ロ 受贈財産評価額	39,043		
ハ 受 益 者 負 担 金	242,512		
ニ 受 益 者 分 担 金	13,086		
ホ その他資本剰余金	214		
資 本 剰 余 金 合 計		1,022,553	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金	85,717		
利 益 剰 余 金 合 計		85,717	
剰 余 金 合 計			1,108,270
資 本 合 計			2,260,916
負 債 資 本 合 計			36,712,817

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法

- ・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 30年～50年

機械及び装置 10年～20年

車両及び運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法

- ・主な耐用年数

施設利用権 50年

2 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実積率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

当事業年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

(1) 平成30年度予定（平成31年3月31日）

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は2,085,029千円である。

(2) 令和元年度予定（令和2年3月31日）

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,862,670千円である。

Ⅲ. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分		事業の内容
公共下水道事業	汚水処理	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地における雨水排除。
特定環境保全 公共下水道事業	汚水処理	市街地以外の区域における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地以外の区域における雨水排除。
農業集落排水事業		農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理。

2 報告セグメントごとの資産、負債、その他の項目の金額

(1) 平成30年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	27,767,836	3,138,384	512,374	31,418,594
セグメント負債	26,696,216	2,843,219	130,375	29,669,810
その他の項目				
他会計繰入金	736,227	105,095		841,322
減価償却費	786,865	143,046		929,911
支払利息	276,289	22,547		298,836
有形・無形固定資産の増加	105,038	147,972		253,010

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,578,375	95,994	170,278	3,844,647	2,302,542	37,565,783
セグメント負債	3,547,941	28,312	25,265	3,601,518	2,053,124	35,324,452
その他の項目						
他会計繰入金	108,683			108,683	130,361	1,080,366
減価償却費	107,494			107,494	83,887	1,121,292
支払利息	35,908	30		35,938	17,703	352,477
有形・無形固定資産の増加	29,602	74,360		103,962	2,662	359,634

(2) 令和元年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	27,121,755	3,124,083	439,558	30,685,396
セグメント負債	25,957,082	2,795,994	168,685	28,921,761
その他の項目				
他会計繰入金	737,128	109,470		846,598
減価償却費	788,360	143,270		931,630
支払利息	252,400	21,600	250	274,250
有形・無形固定資産の増加	148,007	128,968		276,975

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,499,705	148,592	157,721	3,806,018	2,221,403	36,712,817
セグメント負債	3,451,157	81,404	27,013	3,559,574	1,970,566	34,451,901
その他の項目						
他会計繰入金	119,168	1,210		120,378	129,973	1,096,949
減価償却費	107,750	1,530		109,280	76,950	1,117,860
支払利息	32,900	400		33,300	16,300	323,850
有形・無形固定資産の増加	29,179	54,129		83,308	1,924	362,207

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当・勤勉手当及びこれに係る法定福利費として10,802千円を支払う予定であるため、賞与引当金2,764千円を取り崩すこととしている。

2 貸倒引当金の取崩し

令和元年度において、不納欠損による損失を計上する予定であるため、貸倒引当金2,810千円を取り崩すこととしている。

議第 7 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

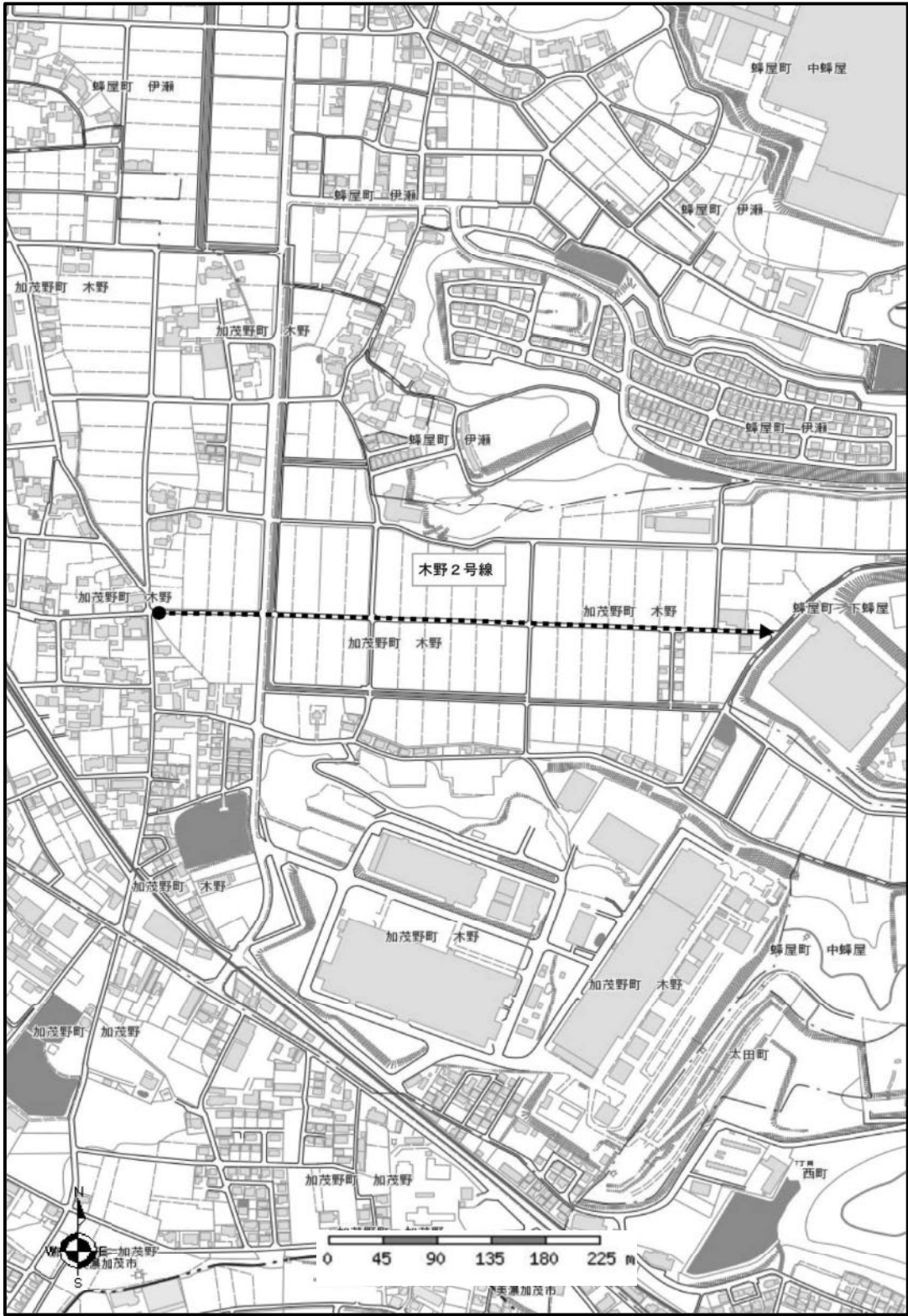
美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	木野 2 号 線	美濃加茂市加茂野町木野字阿折 1 2 2 3 番地先	
		美濃加茂市加茂野町木野字清水洞 1 5 0 1 番 1 地先	

廃止路線

①:木野2号線



議第 7 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	本郷 6 9 4 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 5 9 番 1 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 5 9 番 5 地先	
2	引田 5 6 7 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字大庭 2 5 8 8 番 5 地先	
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字大庭 2 5 8 8 番 8 地先	
3	鷹之巣 4 7 4 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字字見 1 7 9 8 番 9 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字字見 1 7 9 8 番 1 地先	
4	木野 4 7 5 号線	美濃加茂市加茂野町木野字深田 1 4 0 8 番 3 地先	
		美濃加茂市加茂野町木野字深田 1 4 0 8 番 1 地先	
5	木野 4 7 6 号線	美濃加茂市加茂野町木野字阿折 1 2 3 6 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町木野字阿折 1 2 4 1 番地先	

新規認定路線

①:本郷694号線



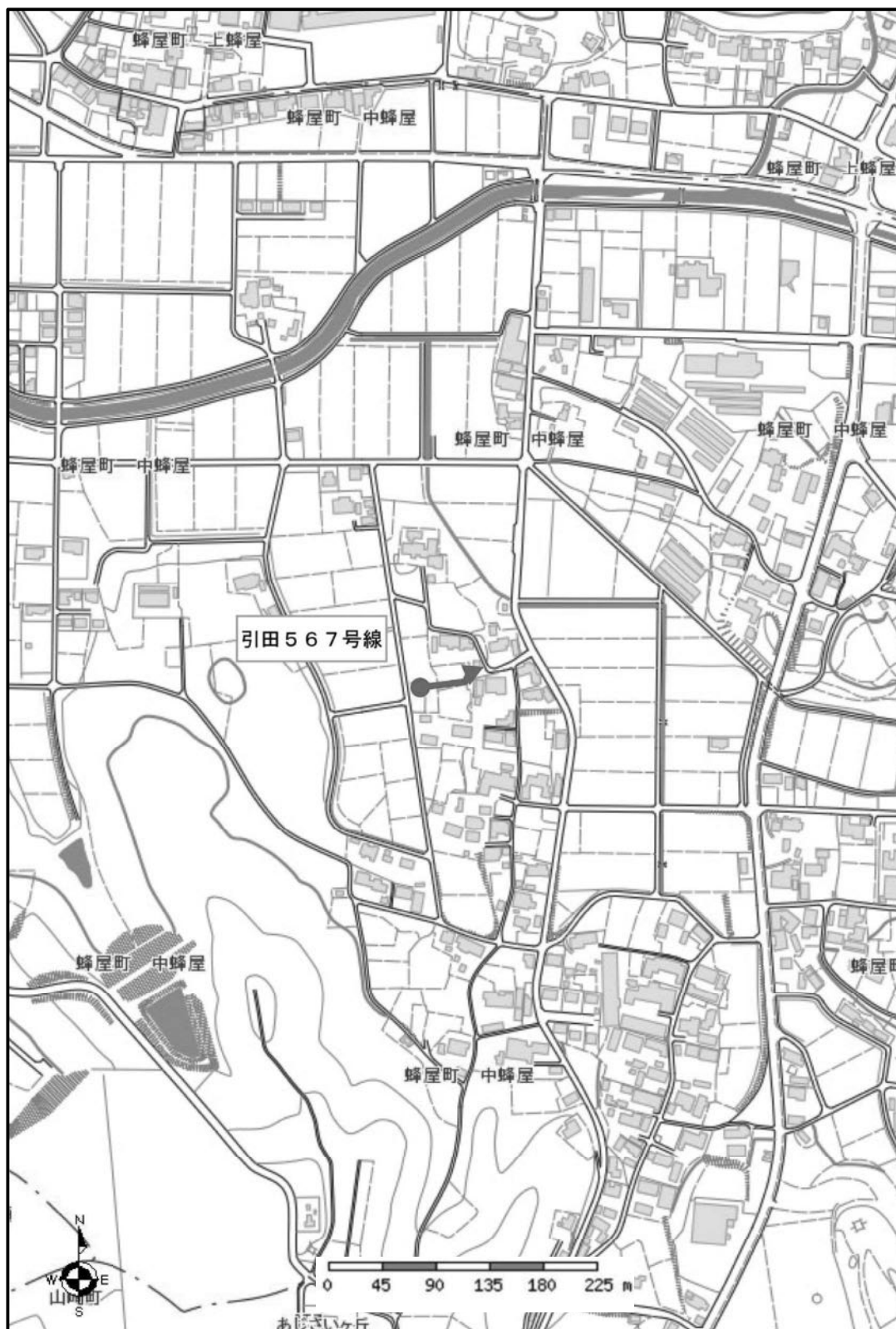
新規認定路線

①:本郷694号線



新規認定路線

②:引田567号線



新規認定路線

②:引田567号線



新規認定路線

③:鷹之巣474号線

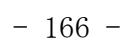


新規認定路線

③:鷹之巣474号線



④:木野475号線



新規認定路線

④:木野475号線



新規認定路線

⑤:木野476号線



新規認定路線

⑤:木野476号線



議第 7 6 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日岐阜県指令第 1 3 2 6 1 号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、中濃地域農業共済事務組合」及び「、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 7 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 鹿 野 久 美 子
生年月日

議第 7 8 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 小 林 喜 典
生年月日

